

指定介護予防・日常生活支援総合事業新規指定の流れ

知多北部広域連合が指定する介護予防・日常生活支援事業

- ・介護予防訪問介護相当サービス ・訪問型サービスA
- ・介護予防通所介護相当サービス ・通所型サービスA

事前に、当広域連合が定めている基準を条例等にて必ず確認してください。

- ・知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例
- ・知多北部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則

【注意】事業所の所在地が知多北部広域連合管外の場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の指定を行っておりません。

【注意】通所介護及び訪問介護の指定については、愛知県へお問い合わせください。

【注意】地域密着型サービスとは指定までのスケジュールが異なります。指定可能な時期がずれる場合がありますので、時期に余裕をもってご申請ください。

	事 項	内容・期日	備 考
1	事前相談	知多北部広域連合へ問合せ。 (指定申請様式を配布します。)	まずは、 電話 でお問い合わせください。 (その後、必要に応じて窓口にて対応する場合があります。)
2	事前提出	一部の指定申請書類について、3「指定申請書類の提出」前に事前提出。	電子メール にて対応します。 該当書類については、1「事前相談」時にお伝えします。
3	指定申請書類の提出	<u>指定を受ける2か月前の月末までに提出。</u> (月末が休日の場合は、前営業日。)	* 窓口 にご持参ください。 * 指定申請書類を受理した月から2か月以降の月の1日が指定の有効開始日となります。
	ヒアリング	知多北部広域連合にて、事業内容についてのヒアリング。	管理者になる予定の方など、事業内容について理解している方がお越しくください。
4	指定申請書類の審査	指定申請書類の内容を確認させていただきます。	* 書類の修正等をお願いすることがあります。 * 申請書類に不備がある場合は、受理できないことがあります。
5	現地調査	指定月の前月中旬頃に行います。 申請書類の内容、設備、備品等に関する基準を確認。	介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAのみ実施
6	指定通知書発送	指定月の前月末までに郵送。	窓口での受取りも可。

(参考) 開設予定事業所の申請スケジュール例 (8月1日指定の場合)

時期		内 容
5月		新規開設に関する事前相談
6月	中旬	事前提出 (一部指定申請書類のみ)
	月末	指定申請書類の提出締切 ヒアリング *月末が休日の場合は、前営業日まで
7月		指定申請書類の審査・修正
	中旬	現地確認
	下旬	指定通知書の発送
8月	1日	指定

(問合せ先)

知多北部広域連合事業課給付係 ☎ 052-689-2263